

ユニットバス按分方法

東三河広域連合介護保険課

ユニットバスは購入設置費すべてが対象となるわけではなく、段差の解消、扉の取替え、床材の変更等に該当する場合、対象部分を適切な方法で按分することが可能であれば、介護保険の住宅改修として給付対象となります。対象部分ごとに算出することが難しい場合は、以下に示す按分方法をご活用ください。

① 必要書類について

- (1) メーカーの内訳書・パンフレット等（仕様・図面・標準価格の記載の有るもの）
- (2) 施工業者の見積書（ユニットバス全体の材料費および施工費）

② 材料費の按分について

材料費の按分については、メーカーに確認をお願いします。

③ 施工費の按分について

以下の按分方法を活用ください。

ア ユニットバス全体の施工費を、税抜き標準価格（メーカーが表示した小売価格、基本となる一般的な価格）の10%を目安として算出します。

イ アで算出した全体の施工費に、④で該当する対象部分の按分率を掛けて算出します。（1円未満切捨）

④ 按分率

介護保険対象部分	床	浴槽	扉
按分率	20%	15%	10%

（参考）

介護保険対象外	壁	天井	器具	その他
按分率	20%	15%	10%	10%

<施工費の算出方法>

ア 税抜き標準価格（オプション、付属は含めない）×10%＝全体の施工費

イ 全体の施工費 × 対象の按分率 ＝対象部分の施工費（1円未満切捨）

<例>ユニットバス全体の税抜き標準価格 800,000円の場合（扉が対象のケース）

ア 全体の施工費 : 800,000円×10%＝ 80,000円

イ 対象部分の施工費 : 80,000円×10%＝ **8,000円**

※実際の計算が困難である場合は、各市町村窓口あるいは広域連合まで個別にご相談ください。

なお、その際は、可能な限りあらかじめ必要書類(1)(2)をご用意ください。